



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
1 2 月 4 日  
第 4 5 0 6 号  
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

### ○ 告 示

解除予定保安林の通知（森林保全課）	1
解除予定保安林（森林保全課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	1
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	3
家畜伝染病の発生（畜産課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3

### ○ 公 告

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	4

### ○ 公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく同条の診断を行う医師の指定（生活安全企画課）	4
銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定に基づく同条の診断を行う医師の指定（生活安全企画課）	4

## 告 示

### 滋賀県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大津市田上羽栗町字真光寺2-6、上田上新免町字真光寺3-3、4-3、5-3、字カナクソ6-2、7-3、8-2、10-3、11-3、12-2、13-2、14-2、15、16-2、字皿谷17-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### 滋賀県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除予定保安林の所在場所 大津市田上羽栗町字真光寺2-6
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### 滋賀県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第502号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所および保安林として指定された目的 次の告示で定めるところによる。  
昭和57年滋賀県告示第554号
- 2 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および愛荘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第503号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市甲津原字瀬戸山1329
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第504号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第505号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスセンター なぎさ	草津市集町260-1	社会福祉法人誠光福祉会 理事長 蔭山清司	草津市集町260-1	通所介護	平成30.12.1	2570601613
パナソニックエイジフリーケアセンター 草津・デイサービス	草津市草津町1742番1	パナソニックエイジフリー株式会社 代表取締役 森本素子	大阪府門真市大字門真1048番地	通所介護	平成30.12.1	2570601621

#### 滋賀県告示第506号

県内において、次のとおり家畜伝染病が発生した。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

病名	家畜の種類	区分	発生年月日	発生頭数	発生場所
ヨーネ病	乳用牛	患畜	平成30.11.26	1	甲賀市

#### 滋賀県告示第507号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 区域の名称 山上2号

2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱12号から16号までを順次結んだ線および標柱12号と16号を結んだ線に囲まれた区域(昭和55年滋賀県告示第98号で指定した土地の区域を除く。)

市	町	大字	字	地番	標柱番号
東近江市		山上町	西浦	2866	12
〃		〃	庄村	2361	13
〃		〃	〃	2358-2 地先道路敷	14

〃		〃	大將軍	2908-1	15
〃		〃	〃	2894-3	16

## 公 告

## 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

彦根市が平成30年12月4日に決定した彦根長浜都市計画体育館に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

## 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が平成30年12月4日に変更した彦根長浜都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

## 公 安 委 員 会 告 示

## 滋賀県公安委員会告示第129号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項の規定に基づき、同項の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成30年12月4日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

医師の氏名	医療機関名	医療機関の所在地	診断の対象者	指定期間	指定年月日
青木泰亮	医療法人社団 瀬田川病院	大津市玉野浦 4番21号	介護保険法(平成9年法律 第123号)第5条の2第1項 に規定する認知症である疑 いのある者	平成30年12月4日 から平成33年12月 3日まで	平成30年12月4日
青木浄亮	同	同	同	同	同
畑下嘉之	社会福祉法人 青祥会セフィ ロト病院	長浜市寺田町 257番地	同	同	同

## 滋賀県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成30年12月4日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

医師の氏名	医療機関名	医療機関の所在地	診断の対象者	指定期間	指定年月日
大井健	滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目4番25号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に掲げる病気を除く。)にかかっている疑いのある者または同法第5条第1項第4号もしくは第5号に掲げる者に該当する疑いのある者	平成30年12月4日から平成33年12月3日まで	平成30年12月4日
柴崎守和	同	同	同	同	同
松尾雅博	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	同	同	同
吉村篤	同	同	同	同	同
底田辰之	同	同	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者	同	同
西倉紀子	同	同	同	同	同
青木泰亮	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者	同	同
青木浄亮	同	同	同	同	同
畑下嘉之	社団福祉法人青祥会セフィロト病院	長浜市寺田町257番地	同	同	同

